

令和6年度



「浜松地域遺産」(認定文化財)を募集します

平成28年度に開始した浜松地域遺産認定事業は、令和5年度までの8年間で、計740件の文化財を認定しました。

皆さんの身近な文化財を「認定文化財」に推薦してください！

- ☆ 郷土の歴史や文化を象徴しているもの。
- ☆ 世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの。
- ☆ 地域の生活文化の特色を示しているもの。
- ☆ 地域の伝統行事等として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの。
- ☆ 本市の文化遺産として国内外に発信することで、創造都市づくりに寄与するもの。

- 50年以上経過していることが条件となります。
- 浜松市とのかかわりが説明できる文化財に限ります。
- 「無形民俗」では、複数団体で開催される祭礼は一括して認定し、一部団体だけを認定することはできません。ただし、祭礼に使用する屋台や祭具(有形民俗)は個別の認定が可能です。

※指定文化財等は対象外となります。また、認定文化財が新たに指定・登録されれば認定を解除します。

■ 応募資格

- ・ 団体による推薦(自薦または他薦)であること。(所有者等を含め個人からの推薦は不可)
- ・ 推薦候補が市内の文化資源であれば、推薦者は市の内外を問いません。
- ・ 認定後は、地域や推薦団体による活用を期待します。

■ 応募案内

- ・ 推薦書及び所有者の同意書を下記問い合わせ先へ提出してください。
様式は、市公式ホームページからダウンロードすることができます。



URL: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bunkazai/shitei/hamamatsuchiikiisan.html>

- ・ 応募期間は、6月3日(月)から8月30日(金)です。
- ・ 令和6年度に推薦できる件数は、1団体につき5件までです。

● 問い合わせ、推薦書等の提出先 浜松市市民部文化財課 053-457-2466

中央区	中央区まちづくり推進課	053-457-2779
	東行政センター	053-424-0164
	西行政センター	053-597-1117
	南行政センター	053-425-1382
浜名区	浜名区まちづくり推進課	053-586-6201
	北行政センター	053-523-1114
天竜区	天竜区まちづくり推進課	053-922-0086

■ 浜松地域遺産認定事業

この制度では、従来の文化財保護制度において、国・県・市からの指定等を受けているものや、国の登録制度の対象になっているもの以外の、地域で大切にされてきた文化資源を幅広く顕彰することを目的としています。

浜松市民に身近な文化資源の中から、自薦・他薦を問わず幅広く提案を求め、浜松地域遺産として認定することで、文化財としての認知度を高め、地域の個性を顕在化させる資産として市民協働で活用することを期待します。

■ 対象となる文化遺産

有形文化財 建造物・絵画・彫刻・ 工芸品・書籍・典籍・ 古文書・考古資料・ 歴史資料	無形文化財	無形民俗文化財	有形民俗文化財	記念物 史跡・名勝・ 天然記念物	伝統的建造物群	文化財の保存技術	文化的景観	伝統的生活文化★
★近代化遺産		★記憶遺産		★伝承地				

地域に残る文化的な遺産が、その生い立ちにおいて本市または地域にとって重要であり、また生活の一部として継承されてきているもの。基本的には、指定文化財等と同様に、すべての種別を対象とします。記念物については伝承地を設けたほか、記憶遺産や伝統的生活文化など、指定文化財にはない種別も認定しています。

★印は認定文化財独自の種別。

■ 従来の指定等文化財と認定文化財との違い

浜松地域遺産				
制度	指定文化財	登録文化財	選定文化財	認定文化財
	法・条例で規定された文化財（指定文化財等）			要綱により認定する文化財
補助金	種別によって、維持・修繕等に補助金の制度があります。（所有者の負担もあり。）			補助金の制度はありません。
現状変更等	・現状変更について、制限があります。 ・滅失・転出等を除き解除されません。	・外観などを除き、改変は可能です。 ・保存と活用が期待されています。	・記録保存を講ずべきとされています。	・現況の景観が維持されれば、利用形態、改変等に制限はありません。 ・所有者・管理団体等からの申出により解除もできます。 ・期間を限定した認定にも対応します。

■ 認定

浜松市文化財保護審議会からの意見を受けて認定します。認定結果は、年度末（令和7年3月末頃）までに市公式ホームページ等で発表する予定です。所有者等には、市教育委員会から「認定書」をお届けします。